



自転車事故をなくそう



自分の安全を守るためにできること

1 飲酒運転をしない

お酒を飲むと判断力や反応速度が低下するため、事故や転倒につながる恐れがあり、大変危険です。

酒酔い運転は
5年以下の懲役
または
100万円以下の罰金



2 ながらスマホをしない

スマホの操作や画面に意識が向き、転倒や事故を起こすことも。盗難などの被害にあう危険性もあります。

事故で相手にけがを
負わせた場合、
重過失傷害罪
に問われることも!



3 ヘルメットをかぶる

自転車での死亡事故の多くは頭部の損傷が原因。ヘルメット未着用の方の致死率は、着用の方に比べて約1.7倍高くなっています!

幼児を同乗させる場合もヘルメットを着用させましょう!



4 ライトや反射板をつける

夜間、無灯火では前方の安全が確認できず危険です。必ずライトを点灯しましょう。

周りから見えるように、反射材を体や自転車につけましょう!



5 信号と一時停止を守る

信号無視や無理な横断は事故につながります。一時停止の標識がある場所では、自転車も一時停止しなければいけません。

交差点では、左右の安全確認も忘れずに!



6 原則、車道の左側を走る

道路交通法で自転車は「軽車両」に分類され、車道では左側の端に寄って通行することが定められています。

車道の右側を走る逆走運転はとても危険!必ず左側を走行しましょう



私たち一人ひとりが安全な行動を心がけることで、自転車の事故は防ぐことができます。一緒に安全で安心なまちづくりを進めましょう!

問合せ 協働まちづくり推進課(安全・安心)
☎ 6576-9743 FAX 6572-9512

広告 掲載広告は大阪府が推奨するものではありません

